

- エレベーター関係告示の改正に伴う -
“ 定期検査報告における点検項目の改定及び検査結果表の変更 ”
についての説明会開催のご案内

(社)日本クレーン協会東海支部
 エレベータ等製造整備部会

労働安全衛生法による性能検査の対象となるもの以外のエレベーターについては、建築基準法第12条に基づき、毎年定期的に検査資格者による検査を受け、その結果を知事または市長に指定の様式により報告しなければなりません。

近年、相次いで発生したエレベーター事故の再発防止のため、平成21年9月28日付けの国土交通省告示改正により、平成22年3月28日以降の定期検査報告における点検項目、事項、方法並びに結果の判定基準が定められ、検査結果表についても新様式で報告することとなりました。

こうしたことから今回、“中部ブロック昇降機等検査協議会”より講師をお招きして、標記の説明会を開催することといたしました。

エレベーター関係実務者の皆さんには、この機会に是非とも参加していただき、法遵守に遺漏のないようお願い方々ご案内いたします。

記

1. 日 時：平成22年11月18日(木) 13時30分～15時30分

2. 会 場：東照ビル1階 大会議室(定員40名)
 名古屋市中区丸の内2-2-15 052-231-4633

3. 内 容

『労働安全衛生法適用となるエレベーターの範囲と留意事項』

講 師 愛知労働局安全課 安全専門官 間 藤 充 伸 氏

『定期検査報告における点検項目の改定に伴う留意点』

講 師 一般社団法人 中部ブロック昇降機等検査協議会
 専務理事 大竹伸一氏

4. 参加費：1,000円、但しエレベータ等製造整備部会員は無料

5. 申込方法：本用紙に所定事項記入のFAXで送信して下さい。
 (FAX052-231-3219)
 下記振込先まで参加費を振込してください。

6. 振込先 三菱東京UFJ銀行大津町支店 普通 3927386
 (社)日本クレーン協会東海支部 振込手数料は貴社にてご負担ください。

「昇降機関係実務担当者研修会」申込書

参加費 名分 合計 円を添えて申し込みます。

事業場名		所在地	
参加者氏名		参加者氏名	
連絡担当者氏名	電話番号		

(振込月日： 月 日) (社)日本クレーン協会 東海支部 行